

— みんなの力でおいしいマグロをいつまでも —

発行・一般社団法人 責任あるまぐろ漁業推進機構

目次

1・2面…巻頭インタビュー
 3面…クロマグロ増枠見送り、アオザメ附属書Ⅱ掲載
 4面…「10月10日はまぐろの日」キャンペーン

CITESのゆくえに危機感

東京女子大学 石井信夫教授

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称ワシントン条約、略称CITES）の第18回締約国会議が8月にスイスのジュネーブで開かれ、アオザメ（マグロはえ縄漁業では混獲がある）を附属書Ⅱに掲載する提案が採択されました。事前に国連食糧農業機関（FAO）の専門家パネルとCITES事務局が「附属書の掲載基準を満たしておらず不採択とすべき」との見解を示していたにもかかわらず、科学的根拠に基づかない決定がなされました。今回話を伺った東京女子大学の石井信夫教授は、陸生哺乳類の保全を専門とし、30年にわたり同条約動物委員会のアジア地域代表代理などを務めてこられ、CITESの動向を見続けてきました。陸上動物の世界で起きていることは、魚の世界とも無関係ではありません。締約国会議にみられる近年の傾向や生き物の保全のあり方について聞きました。

（インタビュー・戸潤史帆里）



— 近年のCITESをどうみていますか。

石井 CITESは、野生動植物（野生生物）種の国際取引を規制することで、野生生物資源を保全（人間による利用を含意）しようという趣旨でつくられた条約です。附属書Ⅰ掲載種（絶滅のおそれがある）は商業目的の取引が禁止され、附属書Ⅱ掲載種（国際取引を規制しないと絶滅のおそれが生じる）の商業取引は輸出国政府の許可を条件に認めるといのが規制の仕組みです。附属書Ⅱに掲載されていなかったものが掲載される、それから附属書Ⅱから

Ⅰへとより厳しい規制の対象となるということは、条約の目的に照らして、その生物種の保全が失敗していることを意味します。一般には、附属書Ⅱに掲載される種、ⅡからⅠに移行する種を増やすことが、動植物の保全にとって望ましいことだと受け止められています。しかし本来は、条約に沿った取組を通じて、附属書掲載種の生息状況を改善し、規制対象種を減らしていくことを目指すべきなのです。

商業取引を禁止することは保全に有効だと考えられがちですが、単純に禁止するだけでは保全がうまくいかない典型的な例はアフリカゾウで

す。アフリカゾウは、1980年代に起きた象牙目的の密猟や野放図な商業取引による個体数の減少が問題視され、1989年の第7回締約国会議で附属書Ⅰに掲載されて商業目的の取引が禁止されました。しかし、南部アフリカ諸国は、自分たちのところではゾウが減っていないとして取引禁止に反対しました。象牙は、自然死や農地を荒らす個体の駆除などから不可避免的に生じるので、そのような象牙の売却益を保全のための費用に当てていたからです。そうした考えを反映して、1992年の第8回締約国会議では、種の存続に有害でないレ

（2面につづく）

(1面からつづく)

ベルで行われるならば、商業取引は種と生態系の保全や地域社会の発展に有益となりうる、という決議が採択されました。

しかし、近年はそうした考え方が無視される傾向にあります。

南部アフリカ諸国のアフリカゾウ個体群は絶滅のおそれがないとして、第10回(1997年)と第11回(2000年)の締約国会議で附属書Ⅱに戻りましたが、象牙の取引は過去2回の例外を除いて認められていません。アフリカゾウは、深刻な農作物食害や人身被害を起こすため、共存するのが難しい動物です。ゾウの生息域に暮らす住民にとってゾウの保全が利益を生まず負担になるばかりであれば、住民は保全に対して無関心になり、場合によっては密猟を容認することにもつながるなど、保全に逆行するような事態が生じる可能性が大きいのです。

しかし、資源の状況にかかわらず、野生生物とくに動物の利用をできるだけ減らそう無くそう、という環境団体などの考え方が締約国会議での議論に影響を与えています。実状をよく知らない一般の人々の賛同を得やすいそうした主張が会議全体の雰囲気をつくるようになってきていると思います。

——今回の会議はどのような状況でしたか。

石井 今の締約国会議は本当の議論をする場になっていません。各国代表は提案に対する意見を表明するために前もって用意したステートメントを読み上げるだけのことが多く、コンセンサスが得られない場合は投票になりますが、会議で意見を聞いて投票態度を変えることはほとんどないのではないかと思います。多くの締約国は、自分たちに直接関係のある議題については合理的で現実的な意見を持っていますが、そう

でない場合は一般に支持されやすい意見に傾いてしまいがちです。それから、投票結果に大きな影響を与えているのがEU(欧州連合)28か国です。28票を一とおりにまとめて票を投じるEUがどのような立場をとるかで全体の採択の結果が決まるという状況です。

また、野生生物保全の方法について様々な考え方があることを認めず、自分たちの考えが正しい、他国も従わなくてははいけないとする傾向が強くなっていると思います。国際条約は、ある国が希望することを、できるだけそれが実現するように他国が協力するためのものだと思いますが、自分たちの考え方に他国を従わせるという雰囲気がとても強くなっています。

——野生動物の身近で暮らす人々の意見が軽視されているとの指摘もあります。

石井 締約国会議に出席している人たちの多くは先進国から来ています。都市に住み、動物と深い関わりを持たない人たちの意見が会議の決定に強く反映されていると感じます。会議に出席するには費用もかかりますから、野生動物と身近に暮らしている途上国の人たちは十分な陣容の代表団を派遣することもできず、意見は反映されにくくなります。先進国の環境団体の多くは「動物を守るために利用を止めましょう」という分かりやすいキャンペーンで寄附を募り、一般の人たちは複雑な背景を知らないまま募金を通じて環境団体の活動を支えるという悪循環が起きていていると思います。表面的な理解に支えられた活動が会議の決定に反映されていることをとても懸念しています。

——先生は今のCITESについて「予防原則の誤用」が起きていると指摘されています。どのような意味でしょうか。

石井 予防原則というのは、取り

返しのつかない重大なことが起きる可能性がある場合に、起きることが確実でなくても、それが起きないような対策をとるという考え方です。ところがアフリカゾウの場合、象牙の合法取引を認めることが密猟や密輸といった違法行為を助長するという可能性だけが強調され、合法取引を認めないことが密猟や密輸を助長してゾウの保全に悪影響を及ぼす可能性が考慮されていません。私は合法取引を認めないことのリスクは大きいと思いますし、1989年以降に2回行われた合法取引と違法行為とのあいだに関連性はないという報告もあるのですが、今のCITESでは予防原則という言葉が象牙の合法取引を止めさせるためだけに使われています。

——このままの状況が続くとCITESはどうなると思いますか。

石井 CITESが野生生物を保全するための条約として機能しなくなるのではないかという危機感を持っています。野生生物の商業取引や利用そのものを減らそう無くそう、という考えに沿った動きが強くなっています。しかし、取引から合法的に得られる経済的利益がなくなれば、野生生物とその生息地を積極的に保全しようという機運は低下し、費用だけがかかる違法行為の取締りもなくなり、生息地も他の土地利用に転換されて、結果的に保全が必要とされる生物がいなくなるおそれがあります。アフリカゾウの例では、1989年以降に合法取引を行った南部アフリカ諸国(今やアフリカゾウ全体の過半が生息)では密猟レベルが低く、取引に反対しているか認められていない中央・東アフリカ諸国で密猟レベルが高く、ゾウの数も減っているという報告があります。一見、良かれと思って行うことが、その生き物を減らすことにつながるのではないかと心配しています。

WCPFC

米国が反対

クロマグロ増枠見送り

残枠繰越率は17%拡大

米ポートルランドで開かれた太平洋クロマグロの資源管理策を話し合う国際会議「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）」の北小委員会が9月6日、閉会した。日本が提案した全体の漁獲枠拡大は米国の反対で見送られたが、日本が2020年に限り、未利用分の繰越率を現状の5%から17%に増加させることや、台湾から大型魚（30kg以上）の漁獲枠300トンを譲り受けることで合意した。

を譲り受けることで合意した。

日本は16年の良好な加入に加え、17、18年もサンプリング調査などから平年水準の加入にあるとし、小型魚で10%、大型魚で20%、それぞれWCPFCの枠を拡大するよう提案していた。

これに対して米国は、資源量が依然低水準であり、「来年の抜本的な資源評価をみるべきだ」と主張し、明確に反対を表明。議案の可決は全会一致による決定が必要のため、日本の増枠提案は前年に続き認められなかった。

ただ、現状で5%の未利用分の繰越率を17%にすることは合意された。

また、台湾から20年に大型魚の漁獲枠300トンを日本が譲り受けることも北小委で認められた。台湾は1,709トンの漁獲枠（大型魚）のうち16年は480トン、17年は415トンの漁獲と1,000トン以上枠を余らせており、その一部を譲り受けることになった。

漁獲証明制度は継続協議となった。

今回は加盟10か国・地域のうち中国、フィリピン、バヌアツ、フィジーの4か国が欠席し定足数（8か国・地域）に達しなかったため、今年12月に開催するWCPFCの年次会合で改めて北小委を開き、正式合意を目指す。

CITES

アオザメ、付属書Ⅱ掲載

日本は「留保」の可能性

スイスのジュネーブで開催されていた、絶滅の恐れのある野生生物の取引を規制するワシントン条約（CITES）の第18回締約国会議が8月28日に閉会し、日本でフカヒレやハンペンの材料として食用に供されているアオザメを付属書Ⅱに掲載することを採択した。

今回のCITESで、水産関係魚種として掲載提案されていたのはアオザメ・バケアオザメ（メキシコなど55か国が提案）と、沖縄などで漁獲されるイシナマコなど熱帯性のナマコ3種（欧州連合（EU）など32か国が提案）の2種類。いずれも「現在必ずしも絶滅の恐れはないが、取引を規制しなければ絶滅の危険性が高まる恐れのある種」との位置付けである付属書Ⅱへの掲載が提案されていた。

アオザメ類とナマコ3種は第1委員会採決が行われ、アオザメ類は賛

成102票、反対40票、棄権5票で可決。ナマコ3種も賛成108票、反対30票、棄権7票と、3分の2の賛成を得て可決。最終日の本会議でも委員会の採決結果が採択され、正式決定した。

アオザメはマグロはえ縄漁では混獲されるサメ。ハンペンやフカヒレの原料などに利用され、全国で年間約900トンが水揚げされている。付属書Ⅱに掲載されると、商業目的の貿易や公海で漁獲した魚の水揚げには資源に影響がないとする科学的な証明が必要となるなど取引に制限がかけられる。

CITES結果を報告

「現場に則していない」との疑問も

GGTフォーラム

自然資源保全協会（GGT、香川謙二代表理事）は9月27日、東京・港区の航空会館でフォーラムを開催し、8月のワシントン条約（CITES）の第18回締約国会議で付属書掲載が決まったサメやナマコ類など

の審議結果をもとに、今後の傾向と問題点などを報告した。

GGTの金子与止男研究員は、CITESについて「科学的根拠に基づく議論がされていない」と批判。多くの国が共同提案国に名を連ねる現状については「取引に関わる規制だが、現場に即していない」と指摘し、欧州連合（EU）の提案を支持すれば高い確率で採択される現状を批判した。

掲載基準を満たしておらず否決されるべきとの見解を示していたにもかかわらず、提案が採択された。今回のICFA年次総会では、この結果に対し日本が失望と懸念を表明。他国も科学的根拠に反する決定として懸念を表明した。さらに日本から「このような科学的根拠に反する決定が続けば、持続可能な水産資源の利用が不合理に阻害される。商業的に利用されている水棲種に関するいかなる意思決定も、FAOの専門家パネルの見解を尊重し、科学に立脚したものとするべき」ことを求める趣旨の決議を提案し、採択された。白須会長は「（科学的根拠に反する）こうした動きに歯止めをかける意味で、一歩前進した」と語った。

ICFA

「科学に立脚した決定を」

CITESに対し決議

世界の主要な漁業国の水産団体が会員となっている国際水産団体連合（ICFA）の年次総会と、国連食糧農業機関（FAO）とICFAの意見交換会が9月11日と12日の両日、イタリア・ローマで開かれた。8月に開催されたワシントン条約（CITES）締約国会合でアオザメを附

属書Ⅱに掲載する提案が採択されたことに関し、日本から「今後はFAOの専門家パネルの見解を尊重し、科学に立脚したものとするべき」趣旨の決議案を提案し、ICFAメンバーの賛同を得て採択することとされ、速やかに文面の最終化を図ることとされた。

出席した大日本水産会の白須敏朗会長、OPRT長嶋大四郎専務らが19日に都内で記者会見し、報告した。アオザメの付属書Ⅱへの掲載については、事前にFAOの専門家パネルおよびCITES事務局が付属書の

海洋保護区（MPA）拡大を扱う国際会合や国家管轄権外水域の海洋生物多様性協定（BBNJ）に関する会合についても、「既存の地域漁業管理機関（RFMO）の取り組みを阻害することのないよう、ICFAとしてFAOに働き掛けた」（白須会長）。

天然・刺身マグロキャンペーン

「ハレの日はマグロ」

OPRT・全水商連

責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）と全水商連は10月10日の「まぐろの日」に合わせ、「天然・刺身マグロキャンペーン」を展開した。今年は「ハレの日はやっぱりマグロ」を標語とし、10月1日から14日まで実施した。

「まぐろの日」浸透へ
全国の魚屋で積極PR

OPRT・全水商連

責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）と全水商連は10月1日から14日まで「天然・刺身マグロキャンペーン」を展開した。16回目の今年は「ハレの日はやっぱりマグロ」を標語に掲げ、全国の魚屋でマグロ資源・マグロ漁業の大切さを伝えた。

魚幸水産（横浜市）はクロマグロ、ミナミマグロ、メバチの生鮮・冷凍物を扱い、通常は1日10～20本、年末は1日5～7本のマグロを売る。目の前でマグロが解体される光景は圧巻で、客が足を止めて買って行く。茂田井幸弘社長は「マグロはトップの商材で、売上の半分を占める。年中キャンペーンをやっているようなもので、単価が高くても売れる」と話していた。



魚幸水産



さかな屋 Ocean

2004年から始まり、地域の魚屋の対面説明でマグロ資源・マグロ漁業の大切さを伝える地域密着型キャンペーンも、今回で16回目となる。全水商連傘下の全国の鮮魚小売店208店（去年は214店）で、「10月10日はまぐろの日」の全国的な浸透を目指すとともに、天然冷凍マグロのおいしさを伝えたいとしている。OPRTの長嶋大四郎専務は「令和元年ということもあり、ハレの日をテーマにした。誕生日や記念日にマグロを主役にテーブルを飾ってほしい。赤身の色目はきれいで、刺身の盛り

さかな屋 Ocean（横浜市）は天然マグロを基本とし、マグロは売上全体の25%を占める。人気があるのはメバチで、丸のまま解凍している。フリーマントルやダーバン、ポートエリザベス、ケープタウンなど好漁場のものは解凍後も色持ちがよく、評判がよい。矢田信吾社長は「マグロはいちぼんの看板商品。お客さんから信頼を得られる重要な商材であると同時に、信頼を失う商材でもある。必ずよい品質のものを売りたい」とこだわりを語っていた。

魚辰（東京・世田谷区）の2代目の大武勇氏は「東京の人はマグロがいちばん。今の時期は生鮮物が中心だが、通常は冷凍メバチやアイルランド沖のクロマグロも置いている。冷凍メバチの良品がほしい」、森喜鮮魚店（横浜市）の伊藤敏恭社長は「昔から冷凍メバチを売っているが、近年は良品が少なくない」と話す。

魚五（東京・中野区）の後藤基治社長は「マグロは天然ミナミマグロ



魚辰



森喜鮮魚店

合わせにも欠かせない。色々な調理法を楽しんでほしい」と語った。

全水商連の中野健一専務も「このキャンペーンは重要な魚食普及。色々な人が携わって冷凍マグロが食卓まで届くことを、一般の人に知ってもらいたい」と話している。

キャンペーンでは、ポスター800枚、パンフレット2万5,000部を配布し、今年ものぼりを参加店に配布した。天然冷凍メバチのサク（約700g）が200人に当たるプレゼント企画も実施した。

専門で扱っている。味が濃く、売れ行きがよい。お客が喜ぶのはミナミマグロ」、魚芳（東京・新宿区）の田内周一社長は「冷凍マグロを扱っていて、毎日ミナミマグロを仕入れている。マグロの売れ行きは安定している」と話す。

池田屋（東京・世田谷区）の石川宏社長は毎週日曜日にマグロの解体ショーと切りたてのマグロ即売会を開催し、「マグロは相変わらず断トツの売れ行き。当店のお客さんも最近では世代交代し、若い住民がまとめて買って行く」と話していた。



魚五



魚芳



池田屋